

## 市役所からの お知らせ

### 行政相談所

日時 3月19日(水) 午前10時～午後4時  
場所 福島支所 行政相談員(敬称略) 徳田芳朗 ☎ 0955-4712422  
問合せ先 福島支所 総務管理課

### 全国子ども会安全会

#### 加入手続きの変更

全国子ども会安全会の加入手続きが、平成20年度の加入から変更になります。申込書様式と申込期間が変更になりますので、各地域の子ども会の皆さんはご注意ください。

問合せ先 教育委員会生涯学習課、福島・鷹島分室

### 認定司法書士無料相談会

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

日時 3月13日(木) 午後1時～4時30分  
場所 別館多目的相談室  
主催 長崎県司法書士会 予約・問合せ先 総務課行政係

### 田代自衛消防団の

#### 防災倉庫を設置

御厨町田代地区の自主防災組織「田代自衛消防団」(岩木保徳代表、団員23人)の防災倉庫が、1月21日に設置されました。

現在所有している資機材を保管する十分な備蓄倉庫がなかったため、自治総合センターから宝くじ助成事業として一部補助を受けて購入したものです。

同消防団は、住民一人ひとりに防災意識を持つ

てもらうため、青年会が中心となり、平成11年4月に結成。保管された資機材を使い、今後も熱心な消防活動が続けられます。



問合せ先 総務課消防交通係

### 市町村交通災害共済制度への

#### 加入者募集

市町村交通災害共済制度では、年間一人5000円の掛け金で、最高100万円の災害見舞金が支払われます。

加入できる人 ①市内に住所がある人 ②就学(学生)のため一時的に転出している人 ※現在、市役所本庁および福島・鷹島支所で申込受付中です。

問合せ先 市民生活課、福島・鷹島支所市民福祉課

### 県障害者スポーツ大会

#### 出場者募集

県障害者スポーツ大会に出場しませんか。今回の大会から、精神障害者保健福祉手帳所持者も参加することができま

す。また、従来の「やり投げ」に代わり、「ジャベリックスロー」という種目が投てき競技に加まりました。競技種目などの詳しい内容は福祉事務所までご相談ください。

開催日時 5月25日(日) 午前9時～  
申込期限 3月6日(木) 会場 県立総合運動公園陸上競技場(諫早市)  
申込・問合せ先 福祉事務所 障害福祉係

### イノシシ捕獲技術講習会

日時 3月18日(火) 午後1時30分～4時  
場所 文化会館 内容 足わな・箱わなによる捕獲方法(講義・実習) 講師 佐世保市猟友会 参加対象 かな免許所持者、免許取得予定者  
申込期限 3月13日(木) 申込・問合せ先 農林課農林振興係

### 市営住宅入居希望者募集時期・募集方法の変更

平成19年度の入居希望者募集の告示等の中で、「平成20年度の募集時期は8月と2月の年2回とする」と通知していましたが、申込受付終了後に空家が生じた場合など、入居希望者が少しでも早く入居できるように、次の通りに変更します。

- (1) 募集時期
  - ① 定期公募 年1回(2月)
  - ② 随時公募 (2月以外)
- (2) 募集方法

① 定期公募 希望団地に空家がなくても申込ができ、申込者の現状を調査の上、公営住宅選考委員会で選考し、入居者・空家待ちの順番を決定します。

② 随時公募 随時受付。希望団地に空家がなくても申込ができ、その受付順に入居または空家待ちの順番を決定しますが、定期公募の申込者を優先とします。なお、受付は、書類が完備した時点とします。

(3) 空家待ちの権利  
定期公募および随時公募の空家待ちの権利は、次回の定期公募の申込開始日の前日までです。

問合せ先 都市計画課住宅係、福島支所・鷹島支所建設水道課住宅係

## 平成 20 年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧

平成 20 年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧が 4 月 1 日から始まります。

縦覧とは、固定資産税の納税義務者が所有する土地・家屋の評価額と近隣の土地・家屋の評価額を比較して、価格が適正であるかを確認できるように、土地および家屋の縦覧帳簿を納税者の縦覧に供する制度です。

### ○縦覧帳簿の内容

- ・土地価格等縦覧帳簿には、所在地、地目、地積、価格を記載しています。
- ・家屋価格等縦覧帳簿には、所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載しています。

### ○縦覧できる人

- ・土地価格等縦覧帳簿は、市内に土地を所有している固定資産税の納税者が縦覧できます(家屋のみの納税者は縦覧できません)。
- ・家屋価格等縦覧帳簿は、市内に家屋を所有している固定資産税の納税者が縦覧できます(土地のみの納

税者は縦覧できません)。

※資産をお持ちでも、免税点により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。

### ○縦覧の期間 4 月 1 日 (火) ~ 30 日 (水)

(ただし、土・日・祝日を除く)

午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分

### ○縦覧場所 税務課、福島支所、鷹島支所

○その他 手数料は無料です。目的外の使用がないように縦覧帳簿のコピーの交付は行いません。

### ○問合せ先 税務課固定資産税係

## 障害者とその保護者が受給できる手当の紹介

身体または精神に重度の障害がある人で、障害の程度が手当の基準に該当する場合に、申請により受給できる制度があります。申請に必要な書類等は、福祉事務所にあります。申請には、専門医の診断書が必要となりますので、事前に福祉事務所に問い合わせてください。

### 障害者

#### 〈特別障害者手当〉

##### ●申請できる人

20 歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要な人。おおむね障害基礎年金の 1 級程度の障害 (例 身障手帳 2 級以上等) が 2 つ以上重複するなどの著しく重度の状態である人 (障害年金との併給は可能)。

##### ●申請できない人

- ①病院等に継続して 3 カ月を超えて入院している人
- ②施設等に入所中の人
- ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人 (扶養親族数により異なる)

##### ●手当月額 26,440 円

(支給月 = 5 月・8 月・11 月・2 月)

●問合せ先 福祉事務所障害福祉係

### 障害児

#### 〈障害児福祉手当〉

##### ●申請できる人

20 歳未満で、日常生活で重度の障害の状態にあるため常時の介護が必要な人

##### ●申請できない人

- ①障害を支給理由とする公的年金等を受けている人
- ②施設等に入所中の人
- ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人 (扶養親族数により異なる)

##### ●手当月額 14,380 円

(支給月 5 月・8 月・11 月・2 月)

### 障害児

#### 〈特別児童扶養手当〉

##### ●申請できる人

20 歳未満の中度以上の障害のある児童を監護する父母 (または養育者)

##### ●申請できない人

- ①障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の父母
- ②施設等に入所中の児童の父母
- ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人 (扶養親族数により異なる)

##### ●手当月額 1 級 = 50,750 円

2 級 = 33,800 円

(支給月 4 月・8 月・11 月)